

保護者各位

自然現象における登下校規定の変更について

日頃より本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、昨今の天気予報の精度が上がり集中豪雨（ゲリラ豪雨）の地域を絞り特定できるようになりました。現在本校で示している「台風や大雪に伴う登下校について」の規定（生徒心得）では、広範囲の地域が指定されていて、学校運用に適さないことがわかりました。そこで、下記に示す登下校規定を新たに決めました。本日よりこの規定で運用いたしますのでよろしく願いいたします。

なお、悪天候時は、登校前にテレビ等の情報をこまめに入手していただくとともに学校HPで確認していただき、学校への問い合わせは、お控え下さい。今後とも本校の教育活動に御協力をよろしく願いいたします。

記

本校では、下記の警報が本校の所在地、東久留米市に発令された場合は、次のとおりとする。

●暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、その他全ての特別警報

1 登校前における判断条件

- (1) 午前 6:30 までに警報が解除された場合 →平常登校(8:30 登校：第 1 時限より授業)
- (2) 午前 9:00 までに警報が解除された場合 →10:30 登校（第 3 時限より授業）
- (3) 午前 11:00 までに警報が解除された場合 →13:05 登校（第 5 時限より授業）
- (4) 午前 11:00 の時点で警報が発令されている場合は、全日**自宅学習**とする。

（気象に関する情報、交通情報等についてテレビ放送等により小まめに情報を入手し、適切な判断をすること。また学校への電話での問い合わせは、控えること。学校のHPやT e a m sなどの情報も確認すること。）

2 登校後における判断

- (1) 下校の判断は、学校が生徒の安全確保等を最大限に配慮し下校の指示を校内放送でする。

3 学校行事における判断

- (1) 事前の連絡に従い行動すること。

4 注意

- (1) 生徒居住区市に警報が発令されている生徒は、無理な登校は控えること。
- (2) 通学に利用している交通機関が登校時点で運休している場合は、無理な登校を避けること。
（当該生徒の欠席については配慮します。）

以上

問合せ先
都立久留米西高等学校
副校長 荒 繁勝
電話 042-474-2661